

## 第 47 回大阪府環境審議会会議録

開 催 日           平成 25 年 5 月 13 日

開 催 場 所       プリムローズ大阪   3 階   「高砂」

## 第 47 回大阪府環境審議会

平成 25 年 5 月 13 日

**司会（岡野課長補佐）** 長らくお待たせをいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第 47 回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます環境農林水産部環境農林水産総務課の岡野でございます。どうかよろしく願いいたします。

皆様方にはお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、環境農林水産部長の中村から挨拶を申し上げます。

**中村環境農林水産部長** 大阪府環境農林水産部長の中村でございます。第 47 回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を、御礼を兼ねまして申し上げたいと存じます。

委員の皆様方には、会議の開催、ご案内を申し上げましたところ、お忙しい中にもかかわらず多数ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素から、府環境行政のみならず、府政万般につきましてさまざまなお立場からご意見も頂戴し、あるいはご理解、ご協力を賜っておりますことをこの場をかりまして重ねて御礼申し上げたいと存じます。

昨年度も、委員の先生方に本府の環境行政の推進につきましてさまざまな知見を頂戴いたしました。それぞれを踏まえまして、今、大阪府の環境行政、関係の行政機関さんとともに推進をいたしております。とりわけ、昨年度は、新しいエネルギー社会づくりについて、当審議会において精力的にご審議いただき、ご答申も賜りました。後ほど簡単にご報告を申し上げますけれども、その答申を賜った事項を踏まえまして、この春から幾つかの取組みも具体化をさせていただいたところでございます。

また、最近といいますか、年初来の話題といいますか、私どもとして大変注意をしているテーマといたしまして、PM2.5 の対応がございます。ご案内のとおり、中国都市部における、極端と申して差し支えないかと思いますが、大気汚染に端を発しまして、西日本を中心に、府域における PM2.5 の状況について、

改めて府民のご関心、ご心配などもございました。このことにつきましては、大防法上の政令市の委任市さんとともに連携をいたしまして、府内の状況をきちんとモニタリングするというを既の実施し、ごらんいただいた方も多うございましょうが、府のホームページにおきまして、それぞれの測定点における状況を1時間単位で見えていただけるという情報発信に努めますとともに、高濃度の際につきましての府民の皆様の外出時あるいは屋外活動についてのご懸念についての的確なご判断をしていただくための情報をできるだけ速やかに届けるということで、ご登録をいただいた方々について、府の防災情報メールで、高濃度になるおそれがある日について、そういった情報をお届けするという取組みをいたしております。基本的には、排出源対策を含めまして、抜本的な対策について、国において知見を深めていただき、それと連携をして自治体として取り組むテーマと存じておりますけれども、今後の国の動向あるいは知見の集積を踏まえまして、さような時期が参りますれば、本審議会でもぜひ専門的知見からさまざまなご意見を賜ってまいりたいと思っております。

さて、本日、ご審議をいただく事項ですが、お手元の議事次第に記しているとおりでございます。諮問事項につきましては、府民への影響について、これも未然防止に徹底を図っていく必要のあります物質でございます石綿について、大阪府における解体等工事における石綿飛散防止対策についてご諮問を申し上げたいと存じ上げております。諮問趣旨は後ほど事務局担当者よりご説明させていただきますが、石綿の飛散防止について、ご案内のとおり、国の大防法の所用の改正がございまして、これまで、府独自の自治事務として生活環境保全条例で取り組んでおりました取り組みとの整合を図り、対策を充実するとの観点から、効果的な対応、取り組みいかにということについて、ぜひこの審議会の先生方の専門的な知見を頂戴したいというものでございます。

そのほか、条例の規定に基づきまして、部会での決議を本審議会の決議とするという扱いになっております項目につきまして、それぞれ水質測定計画部会や温泉部会、あるいは、これも先の審議会でご了承賜りましたリサイクル製品認定部会からの報告事項がございまして、それぞれ、各部会におかれまして先生方に精力的にご検討をいただきましたことにも御礼を申し上げたいと思っております。

また、部会の設置につきましては、これまで別々にそれぞれ専門の先生方に

ご審議をいただいております環境保全基金、みどり基金のありよう、とりわけその果実を用いましての活動の審査などを行っていただいておりますが、これにつきまして、合理的な形での組織化について、事務局として審議会にお諮りし、ご了承を賜りたいというものでございます。

府域を取り巻く環境の課題は、地球的視野で取り組むべきものを含めまして、さまざまございます。私ども、先生方のご意見を賜りながら、着実にかつ精神的に取り組んでまいりたいと考えております。また、その際には、専門的な知見を頂戴しておりますことに加えまして、本審議会につきましては、各行政機関、行政団体の方々も委員にお入りをいただいております。府域の生活環境あるいは府民、市民の福祉、生活環境という意味での福祉の向上を図りますためには、行政としてともに連携、協力をして取り組んでいくことが、よりその事業・取組みの効果を上げるという部分もございます。そういったことにつきましても引続きご理解を賜りまして、一層の連携、協力を図らせていただければと存じます。

お忙しい中での審議会、恐縮でございますが、本日も多くのことを私どもにお教えいただけるようなご審議を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

**司会** 次に、資料のご確認をさせていただきます。お手元に、議事次第、それから、その裏でございますけれども、資料の一覧、それから配席表、それから環境審議会委員名簿、環境審議会条例、それから出席確認票をお配りしております。委員及び幹事の皆様への報酬等の支払い手続に際し、皆様の出席を確認できる書類でございますので、大変お手数ではございますが、席上にごさいます出席確認票にお名前をご記入いただきますようお願いいたします。なお、出席確認票につきましては、お帰りの際、お席に置いたままにさせていただくようお願いをいたします。

続きまして、本日、追加で配付をしております資料についてご説明いたします。資料1-1でございますけれども、本日、諮問をさせていただく諮問文の写しでございます。それから、PM2.5のチラシでございますが、これは議事の最後で簡単な報告をさせていただきます。その他の資料につきましては、事前にお送りをしておりますとおりでございます。

続きまして、11月に開催をいたしました第46回環境審議会以降に新たにご就任をいただいた委員のご紹介をさせていただきます。

近畿運輸局長の大久保委員、それから近畿地方環境事務所長の水谷委員に新たにご就任をいただいております。本日は代理の方に出席をいただいております。

その他のご出席の委員及び幹事の皆様につきましては、お手元にお配りしております配席表にお名前を記しておりますので、ご紹介は省略をさせていただきます。

なお、本日の出席委員でございますが、委員定数43名のうち34名の方にご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立をいたしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたくと存じます。

本日は諮問事項が1件ございますので、資料1-1でございますが、大阪府から環境審議会に諮問をさせていただきます。

**中村環境農林水産部長**　それでは、恐縮ですが、私の方から知事にかわりまして諮問を申し上げたいと存じます。

平成25年5月13日

大阪府環境審議会会長　奥野武俊様

大阪府知事　松井一郎

大阪府における解体等工事に係る石綿飛散防止対策について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

どうぞよろしく願いいたします。

**司会**　そうしましたら、これ以降の議事につきましては、奥野会長にお願いしたいと思います。

どうぞよろしく願いをいたします。

**奥野会長**　それでは、ここから私の方で進めさせていただきたいと思いますが、ご協力をよろしく願います。

それでは、今お話がありましたように、審議事項が1つございまして、先ほど諮問がありました大阪府における解体等工事に係る石綿飛散防止対策につきまして、事務局の方から、まず、説明をお願いしたいと思います。

児林事業所指導課長 環境管理室事業所指導課長の児林です。よろしくお願  
いします。

諮問事項であります大阪府における解体等工事に係る石綿飛散防止対策につ  
いて、資料1-2、A3横の資料でございますが、右肩に資料1-2となっております  
、に基づいて説明させていただきます。

まず、初めに、資料上部の中央の囲み、「<参考>石綿とは」をごらんくださ  
い。

石綿は、天然の鉱物を繊維状にしたものでございまして、直径は極めて細く、  
熱、摩擦、酸やアルカリに強くて、安価で、耐火性、耐熱性、防音性など、多  
様な性質を持っているため、昭和30年ごろから使われ始めまして、ビルの高層  
化や鉄骨構造化に伴いまして、写真にございますように、吹きつけ石綿、断熱  
材、保温材、そして成形板として、建築材料などに幅広く利用されてまいりま  
した。

これらの長所がある半面、石綿に曝露した場合、数十年を経て、中皮腫とか  
肺がんなどの健康影響を及ぼすという可能性が出てまいりました。

次に、資料上部左側の経緯をごらんください。

石綿に関する規制の主な経緯ですが、大気汚染防止法では、平成元年に改正  
されまして、石綿製品製造工場の特定粉じん発生施設の設置の届出と敷地境界  
における規制基準の遵守等の規定が設けられておりましたが、平成7年に発生  
いたしました阪神淡路大震災による倒壊した建築物の解体工事などに伴いまし  
て石綿が飛散する問題を受けまして、平成9年4月に改正大気汚染防止法が施  
行され、吹きつけ石綿が使用されている建築物を一定規模以上解体、改造、補  
修する作業を特定粉じん排出作業として届出が義務づけられました。

その後、平成17年6月に、尼崎市の株式会社クボタの旧神崎工場の従業員が  
アスベストが原因で死亡したという報道が大きくなされまして、アスベストに  
対する社会の関心が急激に高まっておりました。

それを受けまして、大阪府は、同年10月に、大阪府生活環境の保全等に関す  
る条例を改正いたしまして、平成18年1月に施行いたしました。

当時は、大気汚染防止法対象工事は規模要件がございましたけども、条例で  
は、工事の規模に関わらず、全ての解体等工事を対象とするとともに、石綿含

有成形板——スレート板と言われますが——を対象に加えまして、事前調査や基準遵守を義務づけるなど、規制強化によりまして、石綿の飛散防止対策を実施してきたところでございます。国も、同年3月施行の大気汚染防止法施行令改正によりまして、条例と同じく規模要件を撤廃いたしております。

また、同年10月には、規制対象建材の石綿含有率の判定基準を、1%を超えるものから0.1%を超えるものにするなど、規制対象の範囲の拡大を行っております。

さらに、現在、大気汚染防止法の改正案が通常国会で審議されておりますが、改正内容につきましては、後ほどご説明いたします。

次に、資料左下の対策の制度をごらんください。

ここでは、大気汚染防止法と条例による石綿飛散防止対策の全体の枠組みを示しております。下の太い黒枠で囲んだ部が条例によるものでございまして、その他は法の仕組みでございます。対象建設材料の種類と石綿飛散防止対策の流れに沿いまして左から右に順に記載しておりますが、まず、事前調査、届出、作業の基準、濃度の基準と立入検査の制度を示しております。

大気汚染防止法では、吹きつけ石綿、保温材、耐火被覆材、断熱材の4種類の建築材料を含む建築物等の解体工事について、施工者に対して事前の届出義務や解体時の作業基準を課しております。また、解体工事の場所に限定して立入検査の範囲を定めております。

大阪府では、条例で、法対象の先ほど申しました4種類の建材に石綿含有成形板を加え、全ての解体工事などに対して建築材料に石綿が使用されているかどうかの事前調査を義務づけております。そして、事前調査を義務づけ、作業に当たっては、適正な基準を規定し、法対象工事には、敷地境界での濃度の基準を設けております。立入検査については、法では解体工事の場所に限定されている検査権限の範囲を条例で施工業者の事務所にまで拡大するなど、法より厳しい規制を行っております。現在、国会で審議されている大気汚染防止法改正案では、この図で、事前調査、届出、立入検査それぞれ枠で囲んだ内容が盛り込まれております。次の法改正案の概要でご説明いたします。

資料右上の大気汚染防止法改正（案）の概要をごらんください。

まず、大気汚染防止法改正の背景ですが、先ほど、経緯や対策の制度の説明

で触れましたように、石綿に対する規制内容は、法では義務づけられていない事前調査などを条例で先行して制度を構築し、法の対策を条例で補完して対策を講じてまいりました。一方、近年、全国で事前調査が不十分であることが一因と考えられる不適正事案が発生いたしまして、地方公共団体から国に対して事前調査の義務づけ、立入検査権限強化など、規制強化の要望がなされたこと、東日本大震災の被災地において石綿の飛散事例が確認されたことや、今後も復旧に伴い解体等の工事が進むことが予想されること、また、グラフに載せておりますが、石綿含有建材が使われ、昭和31年から平成18年までに施工された建築物の解体等の工事が平成40年ごろをピークに全国的に増加すると予想されることなどから、石綿飛散防止対策のさらなる強化が必要とされまして、今年2月に出されました中央環境審議会の中間答申を受けまして、大気汚染防止法の改正案が提案されたものでございます。

具体的な改正の概要につきましては、1つ目は、事前調査の義務づけでございます。これは、施工者に事前調査の義務づけとその結果などを発注者に書面で説明する義務です。

2つ目は、届出義務者の変更です。従前は施工者が届出義務者でしたが、発注者または自主施工者が届出義務者となります。これにより、発注者に、配慮責任だけではなく、主体的な認識を持って関与させることが可能となります。

3つ目は、立入検査対象の拡大です。従前は法に基づく届出のある解体工事のみに立入検査が可能でしたが、条例と同じように、立入検査の対象を全ての解体等工事に拡大するものです。

4つ目のその他でございますが、国で現在検討中である法改正後に定められる予定になりますが、改正省令に基づく項目として、大気濃度測定の義務づけや測定結果の評価及び測定方法などがございます。

その下の欄で、主に検討いただきたい内容として、主な検討課題としてまとめておりますが、大気汚染防止法改正（案）の概要に合わせて4点掲げております。この検討課題が、今回ご審議いただきたいと考えている項目でございます。

1つ目は、事前調査についてです。中央環境審議会の中間答申におきまして、事前調査の信頼性の確保という観点から、適正な調査の実施を確保する方法を

検討することと記されています。事前調査の手法及び調査項目をどうすべきか、また事前調査結果の記録義務及び保管義務についてご審議をいただきたいと考えております。

2点目は、法改正に伴う法と条例の整合についてです。先ほども言いました事前調査の義務づけや特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者の変更、それに伴う事前調査結果の発注者への説明についてご審議いただきたいと考えております。

3点目は、大気濃度測定でございます。中間答申では、特定粉じん排出等作業における周辺環境への石綿飛散の状況を確認するため、作業期間中に敷地境界などにおける大気濃度の測定を行わせる必要性を述べておりまして、今後検討される国の基準と府の条例で規定している敷地境界の基準との整理を行うことが必要となってまいります。それについてのご審議をいただきたいと考えております。

4点目でございますが、立入検査についてでございます。条例では、建築物の解体、改造または補修の作業を行う工事の箇所、施工業者の事務所に立入検査を行うことができることになっております。法改正により立入検査の対象を全ての解体等工事に拡大することになっていることから、条例での立入検査の対象の考え方についてご審議いただきたいと考えております。

最後に、今後の予定についてご説明させていただきます。

資料の右下の欄をごらんください。

本年11月ごろ開催される本審議会においてご答申をいただきまして、来年、26年2月府議会に条例の改正案を提出させていただき、あわせて条例の施行規則の改正といった手続を進め、改正法や改正省令施行に合わせて条例を施行してまいりたいと考えております。

以上で諮問事項の説明を終わらせていただきます。

**奥野会長**      ありがとうございます。

それでは、ただいまの諮問事項の説明に関しまして、何かご質問あるいはご意見、コメント、何かご指摘事項。

溝畑先生、どうぞ。

**溝畑委員**      ただいまの説明では、大阪府で石綿含有成形板のような飛散性が低

い建材についても府条例で独自に規制対象としていますけども、今回の法改正を踏まえて、府はどのように対処しようとお考えなんですか。検討する対象にもなっていませんし、その辺のことをちょっと。

児林事業所指導課長      ありがとうございます。

大阪は住宅密集度が高い都市部を抱えておりますので、先ほど申しましたように、全国に先駆けて、生活環境保全条例により、石綿含有建築材料として、大気汚染防止法で規定された4種類に加えて、石綿含有成形板、いわゆるスレート板を規制対象にいたしております。これは、一般的にセメントとかケイ酸カルシウムに補強繊維として石綿を練り込んだもので、多くの建築物に使われているものでございまして、委員から今お話がありましたように、石綿の飛散性は比較的低いものでございます。

条例では、先ほどの資料1-2の真ん中の作業の基準のところに書いておりますが、作業実施基準を定めておりまして、石綿含有成形板が使用されている建築物の解体等工事の場合には、当該建築物の高さ以上の飛散防止幕の設置でございまして、原則、手作業による除去とか、やむを得ず機械を使う場合でも、湿潤させて、飛散防止のために散水を行うというのを義務づけております。また、石綿含有成形板が1,000平方メートル以上使用されている場合には、工事の前に届出を義務づけております。

府としては、先ほど、先生、府の対応として今回の検討でないということでございますけども、解体等工事が適切に行えるようにするために、同じく解体時に出される建設リサイクル法を所管している住宅まちづくり部と連携いたしまして、この建設リサイクル法による届出情報を我々も共有いたしております。石綿含有成形板を使用している可能性が高いと考えられます工場や倉庫の解体の工事につきましては、石綿含有成形板、先ほど申しました1,000平米で届出なんですけども、使用面積にかかわらず全数立入検査を行っております。

今回、諮問させていただく大気汚染防止法の改正案に基づく大阪府の考え方なんですけども、まず、この大気汚染防止法の改正案では石綿含有成形板は規制の対象とはなっておりませんので、府の条例では、先ほど申しました規制を今後も引続き行っていきたいということを考えております。よろしく申し上げます。

奥野会長 いいですか。

溝畑委員 説明いただいた内容で結構です。

基本的には法と条例両方で従来どおりきちっと対策をしていくということ  
でございますね。わかりました。どうもありがとうございました。

奥野会長 大気汚染防止法の範囲とまた区別してやるということですね。

ほかにございませんか。

坂東委員 今回、事前調査というものの位置づけがかなり重要になってくるよ  
うに思うんですけども、府の条例で規定されている事前調査の内容について、  
具体的なことを少しご説明いただきたいんですが、今後これがまたどうなるか  
ということもあります。

奥野会長 事務局の方でお願いします。

児林事業所指導課長 ありがとうございます。

事前調査は生活環境保全条例で規定されておるものでございまして、建築物  
の解体、改造とか補修の作業を施工しようとするときに、施工者が、先ほどの  
資料1-2の対策の制度のところでも書いておりますが、事前に、建築物にお  
いて、石綿含有の建築材料、合計4種類になります。この使用の状況を調  
査いたしまして、大気中の石綿の飛散を防ぐための措置とか、どう措置すべき  
とか、あるいは法とか条例の届出が要るのかどうかということを確認するとい  
う面もございます。

具体的な調査内容は、石綿が使われているかどうか、そして石綿の使われた  
建材がどういう種類であるか、その建材はどれほどの面積で使われているか、  
そして、その建材の種類別の使用箇所はどこか、この大きく4つの点を調査い  
たします。

調査の方法は、まず、設計図書、その後の施工記録を書面から石綿を含有す  
る可能性がある建築材料を洗い出しまして、その製造時期などを確認いたしま  
す。石綿含有の有無を判定するというのをまずいたします。次に、現場での  
現地調査を行います。主に目視になります。そういう目視による現地調査に  
よって書面調査を確認するということになります。書面調査でも現地調査でも  
石綿含有が判定できない場合というのがございまして、その場合は、建材の含  
有率が判断基準となります0.1%を超えるか超えないかの分析をするというこ

とを行います。

事前調査の結果は、先ほどの対策の資料でこれも説明しなかったんですが、真ん中の作業の基準というところの真ん中の方に、「条例で事前調査結果の掲示を規定」と書いておりますけども、石綿の飛散防止の徹底と解体を行われる場合の周辺住民の方の不安の解消を目的に、工事施工者には、その建築材料の使用の有無にかかわらず、石綿が使われているかどうかにかかわらず、当該建築物の入口とか周りの住民の方々が見やすい場所にその旨を表示するということが条例で義務づけられています。

**坂東委員** どうもありがとうございます。

3段階で調査されるとか、かなり具体的に中身にわたってやっていただけるということで、よくわかりました。どうもありがとうございます。

**奥野会長** ほかに何かご指摘ございませんか。

よろしいでしょうか。かなり厳しくいこうという趣旨自身は多分どなたも賛成していただけるだろうと思うんですけども、あとは、主な検討課題がかなり具体的に挙げられていますし、国の方に合わせてということですので、多分このままみんなで審議してもいけるのかもしれないですが、もし、今これ以上ご質問がなければ、いつものとおり、やはり専門的な立場で集中的に審議していただく形で、審議会条例の第6条第2項、専門部会を設けることができるということを使いたいと思いますが、そこで集中的に審議していただいて、ここでもう一度と手続したいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥野会長** じゃ、皆さん賛同していただけたということで、これに関しては、もう少し突っ込んだところで、法との整合をとった上で検討していきたいと思えますから、専門部会を設けるということで、ちょっと事務局の方から運営その他で提案いただけますか。

**児林事業所指導課長** お手元の資料1-2の次に、A4縦の資料1-3というものがございます。環境審議会の石綿飛散防止対策部会というものの運営についてでございます。

その組織、運営につきまして、まず、第1、趣旨でございますが、大阪府における解体等工事における石綿飛散防止対策について検討を行うためとしてお

ります。

次に、第2の組織につきましては、(1)で、審議会条例第6条第3項に基づき、条例第2条第1項第1号に規定する委員として、つまり、本審議会の学識経験者の委員の方3名以内と、条例第3条第2項に規定する審議会の委員の先生以外で専門の委員の方、若干名を審議会の会長様が指名して組織するというようにしております。また、(2)では、審議会条例第6条第4項に基づきまして、部会に部会長を定めていただきまして、審議会の会長が指名する委員がこれに当たると。(3)では、部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する人がその職務を代行すると規定いたしております。

第3の会議では、部会の会議は部会長が招集し、部会長がその議長となることを規定いたしております。

第4の補足では、この要領に定めるほか、部会の運営に関して必要な事項は部会長が定めることと規定いたしております。

以上が石綿飛散防止対策部会の設置、組織及び運営に関する提案でございます。どうぞよろしくお願いたします。

**奥野会長** 大体、ほぼいつもの専門委員会と同じ形でここで作りたいと思いますが、ただいまのご提案に関しまして、何かご質問、ご意見ございませんか。

もしなければ、この石綿飛散防止対策部会を設置することにしたいと思いますが。

いつものとおりですが、この部会にお願いする委員あるいは部会長につきましては、私の方で指名して、後で皆様にお知らせするという形をずっととっております。第6条第3項及び第4項になりますが、そういうことで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**奥野会長** ありがとうございました。

それでは、審議事項の1つ目の石綿飛散防止条例に関しましては、そのように進めさせていただきたいと思っております。

次の議題に参りましょう。

あとは報告事項が4件続きます。

1番目から3番目までは、定例といいますか、ここでいつも常にしておりますので、水質の件と温泉法に基づく件、それからリサイクル、ここまでは部会で審議していただいたものが審議会の結論ということになっておりますので、そういう視点でご議論いただきたいと思います。最後の第4点目については、自動車のその件について、また説明させていただきたいと思います。

それでは、最初から参りますが、報告事項の第1番目が平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画につきまして、津野部会長の方からお願いしたいと思います。

**津野委員** 水質部会長をやらせていただいております津野でございます。私の方から報告をさせていただきます。

公共用水域及び地下水の水質測定計画につきましては、改正前の条例に基づき、水質測定計画部会で審議しておりましたが、新しい条例に基づき設置されました水質部会で調査、審議を引き継ぐことになりました。このため、水質部会長である私から、資料2-1によりまして、2月4日付で知事から諮問されました、そして同日付で答申を行いました平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画に係る審議の結果を報告いたします。なお、大阪府環境審議会条例の規定により、部会の決議を本審議会の決議としております。

資料2-1でございますが、その2ページをごらんください。

平成25年度の公共水域の測定計画について、概要をご説明いたします。

測定地点につきましては、河川は利水状況を考慮しつつ、また海域は地形、潮流等を考慮し、汚濁状況を総合的に把握できるように設定しております。また、環境基準の達成状況を把握するための環境基準点に加えて、準環境基準点を追加しております。平成25年度の調査地点数は、105河川、144地点及び海域22地点となっております。地点図は、3ページの図1のとおりでございます。また、底質につきましても、河川49地点、海域15地点で調査を実施することとなっております。

次に、測定項目でございますが、人の健康の保護に関する環境基準項目、生活環境の保全に関する環境基準項目及び排水基準や水域の特性把握に必要な項目を4ページの表1のとおり設定しております。簡単に申しますが、健康項目、生活環境項目、特殊項目、要監視項目等について、河川84項目及び海域58項目

となっております。

測定回数につきましては、5ページの表2を原則として、測定地点ごとに、過去の検出状況、利水状況等を考慮の上、設定しております。

再び2ページに戻ってください。

地下水の測定計画について説明いたします。

地下水の調査には、府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するための概況調査、その概況調査等により新たに発見された汚染についての原因究明等のための汚染井戸周辺地区調査、汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域の監視のための継続監視調査の3種類がございます。

平成25年度は、概況調査は81地点、汚染地区における継続監視調査を142地点で実施することとなっております。なお、142地点のうち3地点につきましては、3月の時点で継続監視調査を終了するための基準を満足することが判明したため、調査を終了いたします。このため、平成25年度の継続監視調査は、139地点で実施することとなります。

平成24年度水質測定計画からの主な変更点について、ご説明申し上げます。

平成24年8月22日付環境省告示により、ノニルフェノールが環境基準生活環境項目として追加されたため、水質測定計画に位置づけを行い、測定を行うこととしました。また、同じく、公共用水域につきまして、過去の検出状況等に応じ、大里川においてセレンの測定回数を増加させたり大津川大津川橋においてふっ素の測定回数を減少させるなど、測定頻度の効率化あるいは重点化を行いました。

部会における審議の結果、平成25年度公共用水域及び地下水の水質測定計画を資料2-2の冊子のとおり承認いたしております。

続きまして、平成23年度測定計画に基づき実施されました公共用水域等の調査結果についてご紹介します。なお、平成24年度の測定結果につきましては、現在、大阪府におきまして、関係機関調査分も含め、精査を行っているところと聞いております。

健康項目につきましては、ふっ素が1地点、ほう素が8地点の延べ9地点で環境基準を達成しませんでした。その要因ですが、全て感潮河川であり、海水の影響によるものと考えられます。また、その他の25項目につきましては、全

調査地点で環境基準を達成いたしました。

次に、河川の代表的な有機汚濁指標でありますBODについてですが、参考図1にお示ししたとおり、大阪府内の主要河川について、昭和46年度から平成23年度までのBODの推移を示しております。この間にBODが大幅に改善されていることがおわかりいただけると思います。また、平成23年度の環境基準の達成率は87.7%と、過去最高でございました。

平成23年度における海域の状況ですが、健康項目につきましては、全調査地点で環境基準を達成しました。

海域の代表的な有機汚濁指標でありますCODにつきましては、兵庫県域を含め、12水域に類型当てはめがなされておりますが、そのうち、C海域7水域及びB海域の1水域で環境基準を達成しており、環境基準の達成率は66.7%でした。

次に、地下水でございますが、府域全体の地下水質の状況を把握するための概況調査は平成元年度から実施しております。平成19年度から23年度の5年間の測定地点と環境基準超過地点について、参考図2に示しています。平成23年度における概況調査は、83地点で実施し、96.4%に相当しますが、この80地点で環境基準を達成しました。なお、環境基準超過地点につきましては、汚染範囲、原因究明の調査を実施するとともに、飲用井戸がある場合には、飲用指導を行っているところでございます。

以上、報告をさせていただきました。

**奥野会長**      ありがとうございます。

ただいまの報告に関しまして、ご質問、ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

**大久保委員**      2点お伺いしたいんですけれども、1点目は25年度の測定計画関係なんですけれども、2ページの下の方の3の②なんですけれども、効率化について、24年度との違いをご説明いただきましてありがとうございます。それで、増えているところのほか、効率化の観点で減らしたというところで、ふっ素ということでお話しいただいたと思うんですけれども、全国的に見ますと、予算削減ということで、効率化ということを超えて、結構、測定回数が減らされている事案がよそではございまして、ちょっとその点、気になっているんですけれども、測定回数的には、ふっ素ということであると、もともと年に1回以上

となっているんですかね。それがよそでは例えば隔年になったりとか1回も測定しない事案などが場合によっては出てきておりまして大変気になっているんですが、その点、削減というのはどの程度のものなのかというのを、一番削減された事案で結構ですので、教えていただければ幸いです。

**津野委員** この重点化につきましては、従来から、その重点化を効率的にかつ問題のないように行うために、重点化のための基準というのを設定しております、それに基づいて行わせていただきました。例えば大津川では減少させておりますが、環境基準の2分の1を超過する値が10年間検出されなかったために減少させていただきました。それから、大里川は増加でございますが、これは環境基準の2分の1を超過する値が平成23年度に検出されたために増加させていただきました。すなわち、過去のデータで環境基準の2分の1を超えない値が長らく続いた場合は回数を少なくする。そうはいつでも、1回でもこれを超えたような場合は、再度増加させるということをしていただきました。なお、全部の基準につきまして、もし必要であれば事務局の方からご説明をさせていただきますが、必要でございますでしょうか。

**大久保委員** ありがとうございます。

年1回以上はふっ素の場合でもやっているということですね。

**津野委員** はい。

**大久保委員** ありがとうございます。

それから、あと、もう1点なんですけれども、先ほど、地下水で概況調査でひっかかったのが3つあって、原因調査をされたということなんですけれども、分析によって原因の特定が全てできた事案と考えてよろしいでしょうか。

**津野委員** 全部の点を私、完全に把握しているわけではございませんが、地下水の場合は原因を特定するのはなかなか難しゅうございますので、どちらかという、それを測った、どこまで汚れているかということを見て、あと、継続調査ということが多いかと思えます。なお、私、全て把握しているわけではございませんので、もし事務局で追加説明があるとなれば、よろしく願います。

**奥野会長** 事務局、追加で願います。

**水丸環境保全課長** 環境保全課長の水丸でございます。ただいまの大久保委員

のご質問に関して、ちょっと補足説明をさせていただきます。

まず、地下水の平成 23 年度の環境基準超過地点でございますけれども、これについては、残念ながら原因はまだ特定できずということで、継続監視であったりとかそういったことで対応をしていくと。それから、当然、周辺での飲用井戸がある場合には飲用指導ということでございます。

それから、1つ目の方の測定計画の効率化の方で、重点化、効率化の中で、効率化をして、測定をしないというようなことがどうかということでございますけれども、これは年1回の測定というところで、さらに10年間、環境基準の2分の1以下の濃度しか検出しなかったという場合には、3年とか2年とか、そういう地点が複数ある場合に、ローリング調査ということで、順番に調査をする年としない年があるという形で対応しておりますけれども、その中で、また環境基準の2分の1を超えるような濃度が検出された場合には、通常の頻度に戻して測定をするという形で対応させていただいております。

以上でございます。

**奥野会長** よろしいですか、先生。

**大久保委員** はい。

**奥野会長** ほかに何かご質問。

どうぞ、松林委員。

**松林委員** 大阪府漁連の松林でございます。

海域の健康項目については、全測定地点で環境基準を達成した。兵庫県域を含む大阪湾では、66.7%で環境基準を達成した。平成23年度は、全窒素、全りんとともに全ての水域で環境基準を達成したとあります。

この環境基準を達成して水をきれいにしてくれているのは痛いほどわかっています。ただ、それに比例して、魚はなくなっているんですよ。環境と我々の漁業との因果関係というのはちょっとわかりませんが、ただ、栄養塩がないというのが、栄養がないというのは、我々、肌で実感して感じております。また、いつまでというか、まだ海の水をきれいにするとか、そういう方向なんではないかな。それとも、完全に生物が少なくなるとか、大阪湾から魚がないようになるような状態なんですよ。魚が増えるようなこともちょっと考えてもろうて、全窒素、全りんのことについても、もうちょっと、海と共生できる、生物

と共生できて、もっと豊かな海になるようなことを考えてくれませんかね。このままでいったら、ほんまに大阪湾から魚は1匹もないようになります。我々、ほんまに危機感を抱いております。まだこれを続けるんですか、このままで。

**津野委員** これは測定計画ですので、直接関係はしないと思いますが、一応、私も水質部会の部会長ということで、私の考えについて述べさせていただきたいと思います。

従来より、大阪湾、瀬戸内海等につきましては、赤潮等の問題が生じまして、その対策を講ずるがゆえに、環境基準を決め、それを達成すべき施策がなされてきたところでございます。先ほど報告しましたように、窒素、りんにつきましては、環境基準をほぼ達成したり、あるいはその傾向はよい方向に行っているかと思っております。これが魚の漁獲量であるとかあるいは海のいわゆる健全な状態との関わりについてということにつきましては、これは非常に重要なことだと理解しております。これにつきましては、科学知見を踏まえて、早急に検討する必要があるかと思っております。

ただ、これにつきましては、そのための専門的な方々も入れて、科学知見を蓄えて、それに基づいて施策を打つべきであろうと考えておりますので、その方向で今後なされていくものと考えております。

ただ、これは私の部会長としての意見でございますので、もし行政の方でその辺の動きがございましたら、ご報告いただけるとありがたいと思っております。

**奥野会長** 事務局の方から何か。

**水丸環境保全課長** 環境保全課長の水丸でございます。

ただいまの松林委員からのご意見でございますけれども、委員ご指摘のように、大阪湾の水環境につきましては、湾奥部それから中南部でそれぞれ違う形の課題があるということは、私どもも十分認識をしております。このため、昨年8月でございますけれども、水質管理のあり方に関する研究や実証試験の推進、季節、海域、生物に応じたきめ細やかな水質管理のあり方についての検討の加速化、藻場・干潟造成、底質改善等の推進のための関係省庁への働きかけについて、中村部長自ら環境省に提案をいたしましたところでございます。

また、昨年10月には、中央環境審議会におきまして、瀬戸内海における海域や季節ごとの状況に応じたきめ細やかな水質管理が重要であるとの答申が出さ

れたところでございます。

委員もおっしゃっておられましたように、栄養塩と漁獲量の関係、まだ十分解明されていないということがございますので、現在、府立環境農林水産総合研究所をはじめ、多くの機関で研究が進められております。府としては、こういった研究についての情報収集に努め、また、これらの研究成果を踏まえ、水質管理のあり方について、引続き検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**松林委員**      ありがとうございます。

**奥野会長**      ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この水質測定計画につきましては、ご提案あるいは審議いただいたとおりに進めていただいて、また報告いただくということで、よろしく願いたいと思います。

次の議題に参ります。

それでは、次は、温泉法に基づく温泉掘削と許可につきましてですが、これにつきましては、三田村委員の方からお願いしたいと思っております。

**三田村委員**      三田村でございます。

では、報告させていただきます。

前回の大阪府環境審議会開催以降、温泉部会を平成 25 年 2 月 14 日に開催いたしました。そこでの結果について報告をいたします。

それでは、お手元にお配りしております資料 3 をごらんいただきたいと思います。存じます。

平成 24 年度第 2 回温泉部会では、知事からの諮問のありました温泉掘削許可申請 3 件及び温泉動力装置許可申請 1 件につきまして審議いたしました。

温泉掘削許可申請につきましては、既存温泉への影響など、温泉の保護という観点から、申請地の地質状況、掘削深度などについて審議いたしました結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

また、温泉動力装置許可申請につきましては、申請の動力装置が、温泉源の保護の観点から、その温泉井戸に合わせた適正な能力であるかどうか審議いたしました。その結果、許可することに支障なしと決議いたしました。

以上でございます。

**奥野会長**      ありがとうございます。

    ただいまのご説明に何かご質問ございませんでしょうか。

    よろしいでしょうか。だいたい2、3件ずつ出てくるんですけども、ものすごい勢いで増えているわけでもないからいいのかなと私は素人ながらそう思っていますが。

**三田村委員**      報告には上がりませんが、かなり、市内とか、幾つか停止しているものもかなりありまして、逆にちょっと府域では減っている方向、若干減りつつあります。

**奥野会長**      以前このままたくさん増えていいのかと委員の方から質問がありましたけども、大丈夫ということで。

**三田村委員**      停止されているのも結構ありました。それは、今ここには挙がってきませんので。

**奥野会長**      はい、わかりました。

    よろしいですか。

    それでは、次の議題に参りましょう。

    次は、第3番目の循環型社会形成推進条例に基づくリサイクル製品認定について、リサイクル製品部会の方からご説明いただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。福岡委員ですかね。

**福岡委員**      リサイクル製品部会長を仰せつかっております福岡です。よろしくをお願いします。

    本日は資料4からのもので報告させていただくんですけども、当部会が、平成24年11月19日付、昨年設置されてから、こちらで審議結果を報告させていただきますのが初めてになりますので、まず、リサイクル製品認定制度の概要について、ご説明させていただきます。

    この制度自体は、平成16年度から運用されているものです。

    スクリーンの方をごらんいただけますでしょうか。

    大阪府リサイクル製品認定制度なんですけれども、これは大阪府循環型社会形成推進条例第12条に基づく制度になっております。

    循環資源の循環的な利用の促進と、それから循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者の育成ということを目的として設置された制度になります。

次に、認定制度の概要になりますけれども、大きく1、2、3と示しておりますけれども、1番目の認定の対象となる製品で、こちらは府内で排出された循環資源、つまり廃プラとか古紙、コンクリートがらなどを使用して、日本国内の事業場で生産したリサイクル製品を認定の対象としております。

2番目の認定証及び認定マーク、これらを申請のあったリサイクル製品のうち認定基準を満たすものに対して付与するという制度になります。

認定基準なんですけれども、循環資源の使用率あるいは環境への配慮の状況、それからJISなどの規格への適合状況などについて、あらかじめ認定基準を品目ごとに定めております。

次、3番目になりますけれども、認定の実績ですけれども、これまでの平成16年から平成24年度までで、延べ981件の認定をしています。現在の認定製品数は、281製品になります。これ、延べということなんですけれども、この制度が3年ごとに申請する仕組みということですので、ちょっと大きな数字になっています。

認定マークがこちらになりまして、2種類あります。大阪を象徴する、大阪府のマークですけれども、そういうデザインから葉っぱが出てくるということで、リサイクルによる環境保護をイメージしているものになります。右側のマークの方は、認定製品の愛称であります「なにわエコ良品」という文字を入れたものになっています。

次に、認定業務の流れです。

大阪府では、6月と11月の年2回、申請を募集しています。知事から環境審議会に諮問がありまして、その申請された製品の認定基準の適合状況などの調査、審議を当部会で行います。その結果、当部会からの申請で認定が適当と判断いたしました製品について、大阪府の方から認定証の交付、それから認定マークの付与ということを行います。認定期間は3年間ですので、継続したい場合は、再度、認定を受けるという手続をしていただきます。

以上が制度の概要になります。

スクリーンからちょっと離れまして、ここからが本題になりまして、部会での審議結果について報告させていただきます。

お手元の資料4-3なんですけど、これ、表裏になっています。

平成25年2月7日付で知事から諮問がありましたリサイクル製品が、こちらの番号1、2、3で、ずっと、12から、裏面、13から22までの22件の製品が申請されまして、諮問されています。

内訳としまして、今回初めて認定申請されたものが13製品、認定期間満了に伴って、要するに3年がたちまして再申請されたものが9製品ということがありました。製品の種類は、タイルブロックとか再生舗装材、プラスチック製品、ガラス製品、それから紙製品というようなものになっています。

部会における審議の結果は、資料4-1ですが、そちらへ戻っていただきますと文章でちょっと述べさせていただいているんですけども、諮問があったリサイクル製品22件の全てを認定することが適当と認めまして、同日付で知事宛てに答申を行っております。

先ほど会長がおっしゃいましたように、この部会の決議は本審議会の決議となりますので、審議会長名で答申しています。

ご参考までに、今回認定した22製品のうちで、ガラス製品1つ、それからタイルブロック2つの3製品について、ちょっとまたスクリーンでもってご紹介したいと思います。

ちょっと文字とか見にくいかもしれませんが、まず、例の1つですけども、製品名が「すやり霞」という名前のもので、資料4-3では18番と番号がついているものなんですけれども、この製品の原材料が廃ガラス・瓶を使用したガラス製品ということで、ちょっと写真がよくわからないかもしれませんが、館銘板、表札とか化粧板なんかで使うようなものになっています。これが廃ガラス・瓶の再生品ということになります。

今の分なんですけれども、これが、先ほどの認定基準で、循環資源の配合率がどうであるとか、規格をちゃんと満たしているかどうかとか、そういうのを確認して、18番でみんな適ということで認定をさせていただいています。

表で言いますと、認定の内容、区分のところがあって、基準があって、実際の製品の状況というのを表にさせていただいています。

次に、別の例で、資料4-3の表では8番ですけども、「SSTジオグリーン65%」という製品、植生ブロックということで、芝生なんかを植えるブロックです。

原材料としましては、一般廃棄物の溶融スラグ、それから高炉スラグなんかを使用したタイルブロックということになっています。

この65%という製品名は、芝生などを植えたら緑化率を65%までにできるというようなことで名前をつけられているようです。駐車場などの舗装材として使用されるものです。

こちらも認定基準に照らしましてどうなっているかというのを部会の方で確認いたしまして、全部、適ということで、認定させていただいています。

ちょっと長くなりましたけど、もう1つだけご紹介します。

次、12番の「アーバン・エコGRハートランドペイブ」という製品名で、先ほどと同じく、原材料が一般廃棄物の溶融スラグ、高炉スラグを使用したタイルブロックになります。これは、植生じゃなくて、普通にブロックで、ブロック表面にスリットを施しているために、滑りにくくて、歩道用とか、車椅子とかベビーカーとか、そういう車両とか、こまつきのもの、の走行に対応した舗装材というようなことになっているようです。

これも認定基準の確認をしているということです。

このほかの19件、今、3件ご紹介しましたので、あと19件も認定基準の適合状況を確認しております。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でリサイクル製品認定部会の報告を終わらせていただきます。

**奥野会長**      ありがとうございます。

ただいまのご説明に関して、ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

**松林委員**      スラグは、海の中でも使えるんですか。海に、深いところに埋めてというのも大丈夫なんですかね。何か影響あるとか、そこまで、まだ全然調べてないのでしょうか。

**福岡委員**      スラグそのものを埋め立てるということであれば、それは溶融試験とかそういうので安全性を確認して埋立ての材料に使うというようなことは通常にやっておりますけれども、今回は、それを材料にして、一手間かけて新しい製品にするというリサイクルの話ですので、埋立ての材料というのは、ちょっとこの制度の対象にはならないんですが。

**奥野会長** この部会の話とは違いますが、スラグは、そういう研究を府立大学と市大でやっています。ですから、スラグがどうということであれば、コンタクトしていただいたら、実際に実験とか今おっしゃったテストとか、始めております。今の話とは別です。

ほかにございませんでしょうか。

はい、辻本さんの方がちょっと早かった。

**辻本委員** これ、緑化が多いんですけど、認定されるときに、それが本当に緑化的にどうかということまでされているのかどうか、いいのかどうかという。

**福岡委員** 申しわけありませんが、ちょっとその使った後のチェックというのは、そこまでは追跡はしておりません。リサイクル製品として認定基準を満たしているということでの確認をさせていただいています。使用に関しては、それを普及して、購入される方がその価格と見合うところでの買うか買わないかというような判断をしていただいたらいいのかなと。

**辻本委員** だから、リサイクルしたということで認可しているというだけで。

**福岡委員** そうということです。

**辻本委員** はい、わかりました。

**奥野会長** 大久保さん。

**大久保委員** 今のご質問とも若干関係するんですけども、こういう手法は、環境と経済の好循環を図るという意味で、大変、見える化を図る上でもおもしろい手法であると思うんですけども、大変膨大な作業をしてくださって、そして、今回、製品を3種類ご紹介していただいて、大変わかりやすかったんですが、それで、効果という点で、使用の効果というのと、それから、事業者さんにとって、どの程度、得というか、有益であったのかという点の有効性というものもあると思うんですが、そちらの方をはかるというのは、なかなか制度の有効性をはかるというのは難しいと思うんですけども、1つの指標としてはリピーター率というのがあると思ひまして、効果がなければ事業者さんはわざわざ手間暇かけて18,000円使って再申請されないとしますので、そういう意味では、再申請率が高いというのは何らかの効果があるんだと思うんですけども、もし特に何か、これは定性的になると思うんですけども、こういう効果があって、事業者さんにとって大変有効でしたという事案がありましたら、ご

紹介していただければ大変ありがたいと思いますが。

**福岡委員** あるガラスのリサイクル品なんかは、非常にリサイクル品であるがために値段が高いんですね。普通、同じものだったらもっと安いんだけど、ちょっと高くなってしまいますので、リピーターというのが確保できない、物自体も、1回つけたらそれで、そんなにリピーターあるものではないですので、でも、こういう制度で、言い方は悪いですけど、お墨つきみたいなものがあるPRができると、こういう活動をしているんだというPRができるという効果でもって申請をされているとお聞きしています。

ほかにも、リサイクル品が必ずしも安くないという問題がありまして、先ほどの、大久保先生もよくご存じかとは思いますが、啓発というか、メッセージを社会に向けて発するというようなことが重要じゃないかなと思っています。

**奥野会長** よろしいですか。事務局の方で何かつけ加えることとか、ありますか。

**田邊資源循環課長** 資源循環課長の田邊でございます。

効果ということなんですけども、料金を取り始めましたのも最近でありまして、若干もらえるものならもらっておこうという業者さんは減ったんですけども、ある意味、リピーターもかなりいらっしゃいますので、それなりの効果はあるかなと。1つの特徴としまして、大阪府庁のマークがついた認定品のマークを発行していますので、これをつけることによって、ちゃんとした製品だなというステータスの部分では一定の効果があるかなと思っております。特にトイレットペーパーあたりなんかはこのマークをつけて出しておいて、大阪府の認定製品だということで効果があったやに聞いております。

以上でございます。

**辻本委員** さっきの質問もあれなんですけども、認定すると同時に、昔、されていたと思うんですけど、緑化板なんかを、デザインから見てとか、それから本当に使用するときには効果があるかどうかのチェックを、研究機関とか、デザイナーと一緒にやっていくということをされていった方がよくて、昔なんか、私、頼まれてやりましたし、うちの植物館なんかはそういうのを持ってこられたらやったりしているので、そうでないと、何か結構むだなものをいっぱいつくってはるなという感じが多いので、あまりきれいじゃないとか重たくて

使えないとか、そういうのが多いので、認定されても認定されているだけやというのがあるというので、先ほどちょっとあれなんですけど、昔、大阪府でやられていたと思うので、羽曳野の方の緑化の材料とか、それから廃棄物のも、それから植物のことも、あとはどういう値段にしようかということで試験をしてくださいと言っていたこともあると思いますので、そういうのが継続されているのかどうか、今、そこら辺がちょっと知りたいと思いますし、されていく方がいいんじゃないかなと思います。

**福岡委員**      ありがとうございます。

**田邊資源循環課長**      試験のことについてはですけども、申請がありますと、まず、我々事務サイドで、本当にリサイクルできるのかどうかということを一定のふりかけをしております。それと、申請をいただくときに、試験研究機関で一定の検査をしていただいて出してきてもらっています。最後に、その製品が、先ほど緑被率のお話がありましたけども、本当に65%緑化できるかどうか、そこまではまだ追跡はできておりませんが、今後の検討かなと考えております。

**奥野会長**      ほかにございせんか。よろしいですか。

これとちょっと関係ないんですけど、いろんな統計の中で、リサイクル率というのが実は大阪は悪いですよ、知っている人は多いと思いますけど。ただ、統計のやり方というか、統計の何を分母にして何にするかというのは非常に難しく、大阪がすごい悪いのかどうか、実は知らないんですけど、リサイクル率というと、大体、大阪は低いんですよ。行政の方は今のようなことも考えて、ちょっと挽回するように、こういうことをしているんだとしたら、この間聞いたばかりなので、ちょっと私、覚えているんですけど、ぜひ検討していただきたい。先生のところの部会の方はちゃんとできているかどうかを調べるのが目的なので、ここはいいと思うんですけど、それを使った行政の施策を、ぜひリサイクル率を上げるような、今、辻本委員が言われたようなフォローがあって、そしてちょっと高くても使ってあげようというこの雰囲気ぜひつくっていただきたいなど。ちょっとつけ加えですけど、私の感想です。

ほかになければ次へ行きますが、よろしいですか。

それでは、次が第4番目ですが、大阪府自動車のNO<sub>x</sub>・PM総量削減計画の第3次になるんですけど、それにつきまして、事務局の方からお願いいたします。

兒玉交通環境課長 交通環境課の兒玉と申します。よろしくお願いたします。

私の方から、最後の報告になります。大阪府自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画の第3次案につきましてご報告をさせていただきます。

お手元の資料、資料5-1、5-2をご覧ください。

資料5-1はA3横長の資料でございます。資料の概要をまとめております。また、5-2は計画（案）本体を添付させていただいております。

それでは、資料5-1に沿いまして、第3次計画（案）の概要を説明させていただきます。

最初に、1の自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画についてでございます。本計画は、自動車交通が集中します大都市域におきまして大気環境基準を達成し、府民の健康を守り、生活環境を保全するため、自動車NO<sub>x</sub>・PM法に基づき、知事が策定する計画でございます。

計画（案）の策定に当たりましては、公安委員会、計画の対象地域の自治体33市4町、国の地方行政機関、関係する道路管理者及び学識経験者などで構成いたします。大阪府自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会を設置し、計画の目標やその対策などの検討を行い、本年3月26日に協議会での審議を終了し、知事が作成したものでございます。

大阪府におきましては、これまで、平成5年に第1次の計画を、平成15年に第2次の計画を策定しております。第3次の計画策定に当たりましては、まず最初に、第2次計画における達成状況の検証を行いました。それが2の第2次計画における目標達成の状況でございます。

第2次計画の目標は、平成22年度までに、全ての測定局、これには2つございまして、住宅地域等に設置しております一般環境大気測定局と、道路沿いに設置しております自動車排出ガス測定局におきまして、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）の大気環境基準を達成するということになっておりました。

平成22年度の状況は、NO<sub>2</sub>、SPMともに環境基準を全局で達成しておりますけれども、NO<sub>2</sub>につきましては、棒グラフにありますように、平成21年度に自動車排出ガス測定局の2局が未達成であるという状況になっております。環境基準を継続的・安定的に達成するためには、引続き、関係者の連携・協力のもと、総合的に自動車環境対策を推進することが引続き必要となっております。

一方、国におきましては、平成23年3月に総量削減基本方針の変更が閣議決定されております。それによりますと、平成27年度までに全ての測定局においてNO<sub>2</sub>及びSPMに係る大気環境基準を達成するよう最善を尽くすこと、さらに、平成32年度までに、対策地域全域におけるNO<sub>2</sub>及びSPMに係る大気環境基準を達成することが新たな目標として設定されており、大阪府では、これらを踏まえまして第3次計画（案）を作成しました。

次に、第3次計画の基本的な考え方でございます。3でございます。

自動車は、府民の日常生活や経済活動に不可欠なものとなっておりますが、一方、環境負荷も大きく、環境基準を継続的・安定的に達成するという目標に向けて、さらなる取組みが必要でございます。

本計画におきましては、平成27年度までの3年間という短期間の目標を設定し、右側の5にある取組みを着実に実施することとしております。そして、平成27年度以降に目標の達成状況の検証を行うとともに、引続き、平成32年度までに行うべき対策を検討し、自動車環境対策を推進することとしております。

第3次計画の新たな取組みでございます。これは、第2次計画の策定以降の府域の状況・実情等を踏まえ、新たに取り組むべきことを示したものでございます。3点でございます。

1つ目が、平成21年1月から行っております流入車規制について、立入検査や指導の充実を図りますとともに、違反を繰り返す者に対しては、条例に基づく使用命令、公表を行い、荷主や旅行業者等に情報提供をするなど、条例の実効性を高める取組みを一層強化していきたいと考えております。

2つ目は、NO<sub>x</sub>、PMを対象としてきました従来からの自動車排出ガス削減に、地球温暖化対策の視点を加えまして、多様なエコカーの積極的な導入を促進する取組みを官民一体で協働で展開することといたしております。

3つ目は、さらに、府民、事業者一人ひとりがNO<sub>x</sub>等の削減に効果があるエコドライブに自主的に取り組み、それを促していきたいと考えております。

次に、第3次計画（案）の具体的な内容についてご説明申し上げます。

右上の4、第3次計画（案）の目標等をご覧ください。

平成27年度までに、NO<sub>2</sub>、SPMの大気環境基準を全ての測定局において、継続的・安定的に達成する目標のもと、平成27年度の目標排出量を基準年度の平成

21年度と比較しまして、それぞれ2割削減する目標といたしております。

そのための取組みとしまして、5の第3次計画（案）における取組みを、8つ進めていきたいと考えております。

1つ目が、自動車単体規制の推進でございます。ご存じのように、ディーゼル自動車の排出ガス規制、特にディーゼル重量車につきましては新たな基準（平成28年目標値）が今後、適用されることとなっております。このため、府民、事業者に対して最新規制適合車への転換促進のため、啓発等の取組みを進めていくこととしております。

次に、2つ目、車種規制の実施等といたしましては、車検制度による車種規制の適正かつ確実な実施とともに、先ほど説明いたしました流入車規制をきっちり進めていくこととしております。

3つ目は、エコカーの普及促進でございます。大阪府では、平成21年12月に策定いたしました大阪エコカー普及戦略に基づき、平成32年度までに府内の自動車の2台に1台をエコカーにすることを目標にしております。このため、エコカーの展示・試乗会の実施と事業者への導入指導などについて進めていきたいと考えております。

4つ目は、エコドライブの推進でございます。セミナーの開催や自動車の運転手等に対する講習会などを実施することによりまして進めていきたいと考えております。

5つ目は、交通需要の調整・低減でございます。法律に基づき、30台以上の自動車を使用する特定事業者に対しましては、営業用のトラックの活用や共同輸配送の推進、鉄道、海運の活用など、適切な輸送機関の選択を促す取組みを進めてまいりたいと考えております。また、公共交通機関の利便性の向上に努めていくこととしております。

6つ目は、交通流対策でございます。これは、自動車交通が集中する地域から交通量の分散を図るものです。環状道路やバイパス等の道路網の整備を進めていく。そして、交通渋滞の発生しやすい交差点等の立体交差化や右折・左折専用レーンの設置を進めていくこととしております。

7つ目は、普及啓発活動でございます。さまざまな媒体を通じて、エコカーの導入やエコドライブに関する普及啓発を行いますとともに、在阪の関係行政

機関や経済団体等で組織する大阪自動車環境対策推進会議による取組み、おおさか交通エコチャレンジ推進運動を進めていきたいと思っております。登録事業者の取組みの紹介を行うほか、優秀な取組みに対して顕彰を実施していきます。

最後に、8つ目といたしましては、局地汚染対策でございます。1つ目から7つ目までの取組みを実施してもなお取組みが必要な場合に、それぞれの地域の実情に合わせた対策を個々具体的に検討し、実施していくこととしているものでございます。

その他の重要事項といたしましては、下の6、第3次計画（案）におけるその他の重要事項にまとめております。

関係機関は、本計画の目標の達成に向けて連携協力して自動車環境対策を適切に推進するとともに、必要に応じましてその対策のあり方を見直す必要がございますので、協議会の関係機関は密接に連携を図り、施策の進捗状況を適切に点検・評価し、新たな対策に関する事項を検討していくこととしております。また、これらの結果につきましては、府民の皆様や事業者の方々にわかりやすい形で公表することとしてしております。さらに、自動車から排出されるNO<sub>2</sub>やSPM、PM<sub>2.5</sub>による大気汚染状況につきましては、引続き適切な監視・測定を実施することとしております。そして、本計画（案）に示しております対策は、PM<sub>2.5</sub>の削減や地球温暖化の防止等にも寄与することから、その観点からも対策の推進を図ることとしております。

最後に、現在の実施状況・第3次計画の策定スケジュールでございますが、本計画（案）につきましては、本年1月31日から30日間、府民意見等の募集を行いました。これらの結果を踏まえ、協議会での審議を経て、大阪府の最終案を3月末に作成いたしました。現在、法律に基づく環境大臣協議を行っているところでございまして、本年6月ごろに大阪府が第3次計画を公告することができるものと考えております。

簡単ではございますけれども、第3次計画（案）の説明は、以上でございます。

**奥野会長** ただいまの第3次計画（案）の説明に対しまして、ご質問ございませんでしょうか。

桑野先生。

**桑野委員** このごろ若者が自動車から離れているということもありまして、全国的に見ると自動車の保有台数があるときから減っていると思うんですけど、大阪府の現状はどうでしょうか。

**兒玉交通環境課長** ほぼ横ばいの状況が続いております、現在、府における保有台数は約 340 万台という状況になっております。

**桑野委員** 減っていることはないわけですね、大阪では。

**兒玉交通環境課長** はい。

**桑野委員** はい、わかりました。

**奥野会長** ほかにございませんか。

第 2 次まで来て、次は、第 3 次の計画ということなんですけど、何かご指摘ございませんか、あるいはご質問、よろしいですか。

先生、どうぞ。

**辻本委員** やっぱり、府民にとってわかりやすいというのは、環境のことは全部数値化されて、公共のスペースでいつも見えるみたいな形になっていることではないかなと思うんですね。そしたら、みんなも、あの数字は何かなとか、そういうのに敏感になっていくので、このことだけじゃなくて、いろんな意味のところで数値化して、まるで信号のところにあるようなぐあい、「あ、今どれだけかな」ということがわかるような形をとられたらどうかなと思います。

それから、もう 1 つが、私がちょっと感じるのは、東京へ行った場合と大阪で見ていると、エコカーのタクシーの台数がちょっと少ないのかなという感じがあるんですが、エコカーとかそういうことに関しての助成はどの程度されているんでしょうか。国自身がいろんなのをしていましたけども、どうなっているんでしょうか。

**奥野会長** その辺はどうですか。

**兒玉交通環境課長** まず、1 点目、府民にわかりやすいという点につきましては、先生の意見も踏まえまして工夫をしていきたいと思っております。

次に、エコカーの助成の件ですが、府独自のものはございません。国も、税金の免除等で、実質的な負担をしておるような状況でございます。

**奥野会長** ほかに、ございませんか。

よろしいでしょうか。

平成 27 年度目標で 2 割削減と結構大きい数字を挙げて、厳しく見ると、あと、何か定性的なことしか書いていない、ちょっと言いにくいことを私、言いますが、そこら辺はかなり頑張った方がいいんじゃないかなという感じはしますよね。一番大きいところは 2 割と書いていますから。車の性能がすごくよくなるから、そっちは多分いけるんでしょうけど、あとは、辻本委員が指摘されたように、あんまりそういうことは書いていなくて、定性的なところで、ここで頑張るとしか書いていないので、第 3 次の施策を出すわけですから、その辺をよろしくお願ひしたいという希望でいいですか、皆さん。皆さんの何となく気持ちを代表して私がまとめましていいですか。じゃ、そのようにお願ひします。

**兒玉交通環境課長** はい、わかりました。

**奥野会長** それでは、次は、新しい部会を設置するという、先ほどの専門部会とは別にこういう部会を設置しましょうということで、これは条例の第 6 条第 2 項を使うんですが、その提案をお願ひしたいと思います。

**西山みどり・都市環境室長** みどり・都市環境室長の西山でございます。

それでは、私の方から議事次第 4 の環境・みどり活動促進部会の設置についてご説明申し上げます。

本件は、環境審議会条例第 6 条第 2 項に基づきまして、審議会に新たな部会を設置するものでございます。

資料 6-1 をごらんください。

府におきましては、資料下段の参考欄に記載してございますが、環境保全に関する知識の普及や環境活動の推進を目的として大阪府環境保全基金を、また緑化の推進や良好な自然環境の保全を目的として大阪府みどり基金を設置し、府民の皆様等の寄附を積み立て、これを財源としてそれぞれ基金の趣旨や目的に沿った事業を進めているところでございます。

具体的には、環境保全基金では、地球環境保全に係る普及・啓発や環境保全活動に対する助成、環境情報の収集、提供など、みどり基金では、民間施設におけるモデルとなるような緑化や地域が主体となった緑化活動に対する助成などを行っております。

また、そのほか、他の模範となりますような環境保全活動を自主的に取り組

んでいる個人や団体を表彰するおおさか環境賞や、都市環境の改善や都市魅力の向上に資する優れた緑化の取組みを表彰するおおさか優良緑化賞といった顕彰制度も進めているところでございます。

今回、新たに設置いたします環境・みどり活動促進部会は、2、審議事項に記載しておりますとおり、環境活動の促進施策に関することのほか、ただいま申し上げました両基金の運営や支援事業に関すること、これは主に助成事業の採択に係る審査に関するものでございます、さらには両顕彰制度における賞の選考に関することを審議事項とするものでございます。

また、これらの審議を行うに当たって、なぜ環境審議会に新たな部会を設置して行うかという点でございますが、3に記載しておりますとおり、本審議会の答申に沿って府が平成23年3月に策定いたしました新環境総合計画において、府の施策方向としてあらゆる主体の参加・行動の促進を掲げ、これを推進していく上での重要な柱の一つとして環境活動の促進施策を挙げておりますが、両基金を活用した支援事業はその重要な促進施策として位置づけられますこと、また、その支援事業の採択や事業内容の見直しに係る審議は、あらゆる環境施策を踏まえた総合的な視点とともに、環境保全活動並びに緑化活動に関する専門的な視点が必要であること、さらには、これまで、両基金事業や顕彰制度につきまして、それぞれ別の審査組織で審査してまいりましたが、本部会におきまして一元的に審査することで、より事業効果の高い取組みの選定が期待できること、加えまして、双方のさまざまな情報が共有化されるとともに、それぞれの分野で活動をしていただいている府民により幅広い取組みを促すことができることなど、さまざまな観点から部会設置によることが適当と考えまして、このような形で提案させていただいたところでございます。

議事の決議の扱いにつきましては、4に記載のとおり、施策全般のあり方検討につきましては、部会で審議の上、本審議会の決議事項としまして、両基金の運営や支援事業の採択及び内容の見直し、表彰に関することは定期的な審議が必要なことから、部会の決議をもって本審の決議とさせていただきたいと考えております。

なお、組織につきましては、審議会委員から3名程度、専門委員4名程度、合わせて7名程度の構成を考えております。

資料6-2は新たな部会の運営要領（案）でございまして、ただいま説明いたしました部会が所掌する事項や組織の構成、決議等の基本的な事項について規定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**奥野会長** ありがとうございます。

ただいまの説明に何かご質問ございませんでしょうか。

個別に扱ってきたものを一つにしましょうというから、特に問題がなければその方向はいいのかなと思います。いろいろ考えてここまできておられると思いますし、よろしいですかね。

もしご了解いただけるようでしたら、この2枚目にありますように、要領まで、運営の方法まで書いてくださっていますので、条例でいきますと第6条第3項及び第4項はさっきと一緒にですが、この部会の部会長あるいは委員は会長の方から指名するというこれを使いたいと思いますので、後ほどちょっと相談して、指名してお願いすることにしますので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**奥野会長** じゃ、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございます。新しい環境・みどり活動促進部会を設置いたします。

それでは、その他になるんですが、実は事務局の方から2件、ちょっと皆様にご案内させていただきたいと思います。

1件目は、前回の審議会でご答申をいただきました新たなエネルギー社会づくりについてというのがございましたが、これにつきまして、事務局の方からちょっと説明がございます。

**石神エネルギー政策課長** エネルギー政策課長の石神でございます。配付資料はございませんが、一言お礼と簡単に現状報告をさせていただきます。

まず、昨年11月に、本審議会から新たなエネルギー社会づくりについての答申をいただきました。まことにありがとうございます。

府におきましては、この答申に基づきまして、早速実施できるものから予算化を府議会のご承認を経まして、順次、施策の具体化を行っておりますが、その中の2点ほど、現状につきまして、簡単にご報告をさせていただきます。

まず、本年4月から、大阪府市共同のエネルギー施策の実施拠点といたしまして、おおさかスマートエネルギーセンターを開設いたしました。府民・事業者向けの太陽光発電などに関するあらゆる相談や融資事業、マッチング事業などを行い、再生可能エネルギーの導入促進や省エネの取組みの推進などを総合的に実施しております。また、大阪府温暖化の防止等に関する条例を同じくこの4月に改正施行いたしまして、府民等の需要家とエネルギー供給事業者との情報共有を促進するためのステークホルダー会議の設置などについても、順次、具体化を行っております。

今後とも、いただきました答申をもとに、エネルギーの地産地消を目指した新たなエネルギー社会の構築に向けまして、大阪府、大阪市、連携いたしまして、さまざまな取組みを積極的に推進してまいりますので、引続きご指導をよろしくお願いいたします。

以上です。

**奥野会長** 前回のフォローの説明ですので、よろしいですね。

もう1件ございまして、多分このチラシが皆さんのお手元に行っていると思いますが、この**PM2.5**に関する事、先ほどの**NO<sub>x</sub>・PM**計画の報告で**PM2.5**という言葉が出てきましたが、**PM2.5**に関する対応について説明をお願いしたいと思います。

**水丸環境保全課長** 環境管理室環境保全課長の水丸でございます。

先ほどの自動車**NO<sub>x</sub>・PM**総量削減計画の説明、それから冒頭の部長の挨拶と重なる部分はございますけれども、大阪府における**PM2.5**に関する対応につきまして、簡単にご報告させていただきます。

皆様よくご承知のとおりかと思いますが、**PM2.5**につきましては、今年1月半ばごろから、中国の激甚な大気汚染の状況、それから、その大気汚染が大陸から日本に移流してくるということで、その健康影響について連日報道され、社会的関心が非常に高くなったところでございます。

このため、国は2月8日に当面の対応を発表いたしまして、その後、専門家会合を立ち上げて検討し、3月1日に、注意喚起のための暫定的な指針の策定、公表が行われたところでございます。

その指針を受けまして、府は、早朝の濃度で**PM2.5**が高くなると予測される場

合に、注意喚起を行うため、防災情報メールなどで情報を発信することといたしました。

また、PM<sub>2.5</sub>の情報をわかりやすく提供するとともに、注意喚起に係る防災情報メールの登録方法や行動の目安を周知するため、府のホームページを順次改良するとともに、本日お配りしておりますこのチラシでございますが、これを作成いたしましたして、このチラシにつきましては府議会議員の皆様や市町村、それから庁内関係課のご協力をいただきまして、府民の皆様や学校、幼稚園、高齢者施設などに配布してまいりました。非常に多くの皆さんにご協力いただきまして、ご協力いただいた皆様にこの場をかりて厚く御礼申し上げます。

このチラシでございますけれども、表面、PM<sub>2.5</sub>注意喚起についてというところでは、注意喚起をどういう場合にするかとか、それから注意喚起を行った場合の行動の目安等をお示ししております。それから、裏面の方には、PM<sub>2.5</sub>のデータなどを府のホームページで掲載しておりますが、その見方などをお示ししております。

この注意喚起の情報発信は、3月1日から始めておるわけですが、3月9日に、黄砂の影響で昼前から濃度が上昇し、1局で注意喚起の指針値の日平均値70 $\mu$ g/m<sup>3</sup>を上回りましたことから、府では、大阪管区气象台が黄砂情報を発表したときには、国の注意喚起とは別に防災情報メールなどで情報を発信することとしたところでございます。これまでのところ、国の指針値を超えたのは3月9日の1日だけではございますが、大気がかすんだ日には府民からの問い合わせが増えるという状況がまだ続いております。

それから、こういった注意喚起のもとになりますPM<sub>2.5</sub>の常時監視でございますが、現在、府域全体で44局、このうち、府の管理局は17局でございますが、よりの確な注意喚起を行うことが極めて重要と考えておりまして、引続き測定機、測定局を順次整備していきたいと考えております。

一方、大陸からのこういった移流の影響を低減するためには、国際的な対応が必要でございますので、府といたしましては、2月22日に関西広域連合を通じて国へ申し出を行っております。このような国際的な対応につきましては、先般、5月5日、6日に北九州市で開催されました日・中・韓の環境大臣会合におきまして越境汚染防止への協力に合意したと報道されたところでござい

して、国はこういった取組みが進みつつあるということで、こちらの方にも期待を寄せているところでございます。

加えまして、府としては、地域の環境保全を図る立場から、自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画の推進や法、条例に基づく工場、事業所への規制などを通じまして大気汚染物質全体を削減することでPM<sub>2.5</sub>にも効果が上がるよう、引続き対策を進めてまいりたいと考えております。

最後に、環境審議会の委員の皆様方には、今後ともご指導を賜りますようよろしくお願いいたしまして、PM<sub>2.5</sub>についての報告とさせていただきます。

以上でございます。

**奥野会長**      ありがとうございます。

これは説明ですが、特に何かご指摘あるいはご質問、ございますか。

もしなければ、大体ぴったし時間どおり、協力いただきまして、本日予定されておりました議事はこれで終了でございます。

議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。

じゃ、司会の方に返します。

**司会**      奥野会長、どうもありがとうございました。

閉会に当たりまして、環境政策監の角からご挨拶申し上げます。

**角環境政策監**      本日は、長時間にわたりまして、多岐にわたる事項につきましてご熱心にご審議、またご聴取をいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、諮問いたしました石綿の飛散防止対策の案件につきましては、部会を設置いたしまして、これからも引続きご審議をしていただくということになりました。今後ともご協力を賜りますようによりしくお願い申し上げます。

また、本日いただきました貴重なご意見、ご提言、これらにつきましては、今後の環境行政に活かしてまいりたいと思っております。

委員の皆様方におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のご挨拶をさせていただきます。本日はありがとうございました。

**奥野会長**      会長から余計なことを一言ですが、今月は5月ですが、6月は皆さんご存じのように環境月間で、環境省もいっぱいやっていて、世界環境デーと

いうのもあるんですけど、なかなか広まらないので、私は心を痛めておりまして、ぜひ6月の環境月間を覚えていただいて、府大とか神戸大とか阪大とか呼びかけて、学生たちと一緒に環境デーを何とかしようという試みをしておりますので、応援していただきたいと、一言、別なことですが、よろしく願います。

**司会** 会長、どうもありがとうございました。

本日予定をしておりました内容は以上でございます。

繰返しになりますけれども、お名前をご記入いただきました出席確認票については、お席の上に置いていただいてお帰りいただきますようお願いをいたします。

これで本日の審議会を終了させていただきます。長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

— 了 —